

招介議員 柳浦吉次外八十六名
油井賢太郎
この陳情

第一回 參議院運輸及び交通委員會會議錄第二十五号

付託事件

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第百七十五號)

○日本通運株式會社の營業權並びに設備を獨佔營業者へ還元することに關する陳情(第百八十五號)

○海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第百九十六號)

○海上總動力緊急増強に關する陳情(第百二十三號)

○鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○瀧尾見臨港鐵道線外三鐵道線拂下げに關する請願(第百六十號)

○矢島鐵道株式會社の救済に關する請願(第百九十七號)

○道路運送法案(内閣提出、衆議院送付)

○瀧小倉鐵道線拂下げに關する請願(第百三號)

○信越線柏崎附近船川鐵橋の復元擴充工事施行に關する請願(第百七號)

○九州、四國間の省管道路に關する請願(第百十三號)

○山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に關する請願(第百二十七號)

○九州、四國間の省管道路に關する請願(第百二十七號)

○中央氣象臺牛久田出張所設置に關する請願(第百四十四號)

○舊播丹鐵道線拂下げに關する請願(第百六十一號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百七十七號)

○四國循環線及び鳳來寺鐵道線拂下げに關する請願(第百七十一號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百八十六號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百九十五號)

○瀧尾海鐵道山手線拂下げに關する請願(第百三號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省管航路の運航に關する請願(第百二十二號)

○後藤寺、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第百十五號)

○四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省管航路の運航に關する請願(第百二十七號)

○西彼岸半島の陸海運交通の整備に關する請願(第百二十二號)

○造船技術の振興方策に關する陳情(第百三十八號)

○道路交通行政に關する陳情(第百五十二號)

○磐城西信信號所、湯野上驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第百三十六號)

○九州、四國間の省管道路に關する請願(第百三十七號)

○羽後鐵道災害復舊に關する請願(第百五十二號)

○關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第百五十六號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運營に關する請願(第百七十七號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運營に關する請願(第百五十六號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車運營に關する請願(第百八十八號)

○山陰線餘部鐵橋修理に關する陳情(第百七十一號)

○横須賀鐵道、田浦間に沼間驛を設置することに關する陳情(第百八十八號)

○油津港を第二種港灣輸入並びに貿易開港場指定に關する請願(第百三號)

○横須賀開港指定促進等に關する請願(第百六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第百二十二號)

○舊有馬線復舊に關する陳情(第百四十七號)

○小湊港の戰時統制撤廢に關する陳情(第百三十一號)

○若松港を第一種重要港灣に編入することに關する陳情(第百三十七號)

○四國循環線開通促進に關する請願(第百五十五號)

○福岡、赤河江間左邊、荒砥間の鐵道敷設及び福岡、赤河江間外二線路に國營自動車運轉を開始することに關する請願(第百五十七號)

○今次の水害による足尾線復舊促進に關する陳情(第百七十五號)

○桃入川、彼岸兩驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第百八十六號)

○四國循環線の全通並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百九十五號)

○都道府縣議會議員に管下鐵道無營業車券交付に關する請願(第百四十一號)

○四國循環線の全通並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百四十六號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第百八十七號)

○九、四連絡省管航路運航に關する陳情(第百九十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第百四十九號)

○煙草、樟腦新貨、若松間に國營自動車運轉を開始することに關する請願(第百三十六號)

○大系線全通促進に關する請願(第百四十四號)

○上毛鐵道水害復舊に關する請願(第百四十二號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第百四十四號)

○大系線全通促進に關する請願(第百四十八號)

○大内驛、野村町間に國營自動車運轉を開始することに關する陳情(第百五十二號)

○都道府縣議會議員に國有鐵道無營業車券交付に關する陳情(第百五十二號)

○大系線全通促進に關する陳情(第百七十七號)

○都道府縣議會議員に管下鐵道無營業車券交付に關する請願(第百四十一號)

○四國循環線の全通並びに九、四連絡省管航路運航に關する請願(第百九十五號)

○大系線全通促進に關する陳情(第百七十七號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する陳情(第百三十三號)

○若松港を第一種重要港灣に編入することに關する請願(第百六十四號)

○山陽本線柳井、岩國兩驛間に國營自動車運轉を開始することに關する請願(第百七十三號)

○國營鐵道工事概算開放に關する請願(第百七十四號)

○福良線内の馬場、遠西間に國營自動車運轉開始に關する請願(第百四十九號)

○大系線全通促進に關する請願(第百八十九號)

○中央線甲府、鹽尻兩驛間外二線路の電化實現に關する請願(第百四十九號)

○上野、土浦及び平河驛間の電化に關する請願(第百九十三號)

○千葉、成東兩驛間電化促進に關する請願(第百九十九號)

○舊宮城鐵道株式會社の鐵道線拂下げに關する請願(第百四號)

○中央線東原尻信號所を一般貨客取扱驛とするに關する請願(第百五十九號)

○佐原、成東間の泉源より山倉、常磐林に國營自動車の運轉開始に關する請願(第百三十一號)

○鹿兒島縣鹿山港を指定港とするに關する請願(第百三十一號)

○瀧尾海鐵道、川俣間國營バスの運轉を開始することに關する請願(第百五十九號)

百三十七號)

○養井線明科、西條線間の東川手付花見に停車場を設置することに關する請願(第五百四十二號)

○江迎、白ノ浦兩線間に國營自動車の運送開始並びに同専用道路の改修に關する請願(第五百六十七號)

○釜石線全通促進に關する請願(第五百七十四號)

○宮山港線道橋下げに關する請願(第五百七十五號)

○鹽坂國富内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第五百八十四號)

○八百津、鶴沼兩線間に國營自動車の運送を開始することに關する請願(第五百八十八號)

○大洞、竹田並びに大洞、佐伯各兩線間に國營自動車の運送を開始することに關する請願(第五百八十九號)

○岐阜縣太田、瑞浪兩町間に國營自動車運送を開始することに關する請願(第五百九十一號)

○大糸線全通促進に關する請願(第五百九十三號)

○東京、鹿兒島間の急行列車復活に關する請願(第六百五號)

○開港法案並びに海上保安法案に關する請願(第六百三號)

○肥薩線電化工事に關する請願(第六百五號)

○釧路港、北見相生間に鐵道敷設促進に關する請願(第六百十三號)

○阿武隈鐵道を敷設することに關する請願(第六百二十四號)

○琴久見港を聖港港に指定することに關する請願(第六百二十九號)

○海防管理運営に關する陳情(第六百十六號)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十二月五日(金曜日)午後二時三十六分開會

本日の會議に付した事件

○船員保険法の一部を改正する法律案

○道路運送法案

○委員長(板谷順助君) それではこれから委員會を開會いたします。速記を始めて……

午後二時三十七分遅記中止

午後二時四十八分速記開始

○委員長(板谷順助君) 速記を始め……

船員保険法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴くことにいたします。

○政府委員(金光善邦君) 只今議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。本改正法律案の趣旨は船員保険法の改正によりまして、即ち船員保険制度の中において船員に對する失業保険乃至失業手当制度を創設せんとする點にあるのであります。その目的が船員が失業いたしました場合に、失業保険又は失業手当を支給いたしまして、その生活の安定を圖ると共に、その運営に當りまして、職業紹介機關と密接な關係を保持することにより、失業船員に對して能く限り就職の機會を與えようとする點にありま……

すことは、先に本國會の御審議を經まして、海上労働者に對する失業手当及び失業手当法の目的と全く同様であります。これを失業保険法、失業手当法から引き離しまして、本改正法律案により船員保険制度の中に盛り込んで實

施いたしますのは、船員が海上労働者として、陸上労働者と異なる特殊な労働事情を有しており、船員保険制度は、かかる事情の下にある船員に對する殊合的な、唯一の保障制度として従來實施運送されて來て居る點に鑑み、むしろその中に失業保険、失業手当の制度をも織り込むことが便宜ではないかと考えたからであります。

改正案の内容、即ち制度の内容につきましては、できるだけ陸上労働者に對する失業保険乃至失業手当制度の内容に準じて立案いたしました。

その概要を申し上げます。

一、先ず失業保険制度につきましては、

(一)、受給の要件といたしましては、改正法實施後六ヶ月以上、船員保険の被保険者即ち船員であつたこと及び離職後定期的に船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けること。

(二)、支給日数は、離職後一年の支給期間中において通算して百八十日。

(三)、支給日額は、標準報酬日額の百分の八十乃至百分の四十の範圍内で定め、低額所得者には高率の額、高額所得者には低率の額。支給の方法は、原則として一週間に一回船員職業紹介所、公共職業安定所又は都道府縣廳において支給することとした。

(四)尙受給者が船員職業紹介所、公共職業安定所が紹介した適當な職に就くことを正當の理由なく拒んだ場合には、支給の制限を

なし得ることとして、本制度が單なる失業救済に終らざるよう留意致しました。

(五)次に、本事業運営に要する費用につきましては、被保険者たる船員及び船員を使用する船舶所有者は、それ(毎月標準報酬月額額の千分の十一)に相當する保険料を負担すると共に國庫においては、保険給付に要する費用の三分の一及び事務費を負担することとした。

尙本改正案におきまして失業保険のみならず船員保険全體の保険料を掲げました。

二、第二に、失業手当制度につきましては、

(一)、受給の要件といたしましては、改正法實施後昭和二十二年四月三十日まで離職し、離職當時引續き六ヶ月以上船員であつたこと、及び離職後定期的に船員職業紹介所又は、公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けること。

(二)、支給日数は、離職後一年の支給期間中において通算して、百二十日。

(三)、支給日額は、標準報酬日額の百分の七十五乃至百分の三十五の範圍内で定め、低額所得者には高率の額、高額所得者には低率の額。

(四)支給の方法は、失業保険金の場合と同様原則として一週間に一回船員職業紹介所、公共職業安定所又は都道府縣廳において支給することとした。

(五)受給者が職業紹介機關が紹介した適當な職に就くことを正當の理由なく拒んだ場合には、失業保険の場合と同様の理由で失業手当を支給しないこととした。

(六)次に、失業手当支給に關する出費につきましては、國庫において全額負擔することとした。

三、以上申し上げました外、失業保険乃至失業手当制度實施に必要な船舶所有者又は被保険者若しくは保險給付を受ける者に對する負擔規定、必要な罰則の改正等いたしました。

以上改正法律案の大要を御説明申し上げたのでありますが、何率御審議の上可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 資料の要求でもありましたら、どうぞ……

○飯田精太郎君 次の資料を要求します。

一、創設以來各年度保険料収入状況

二、各年度における被保険者數

三、各年度における保険金支出状況

(保險金種別の受給額と人員)

四、各年度初における積立金額

五、各年度における積立金運用状況

六、積立金運用手續に關する規程

七、各年度における船員保險事業費豫算

(六)受給者が職業紹介機關が紹介した適當な職に就くことを正當の理由なく拒んだ場合には、失業保険の場合と同様の理由で失業手当を支給しないこととした。

(七)次に、失業手当支給に關する出費につきましては、國庫において全額負擔することとした。

三、以上申し上げました外、失業保險乃至失業手当制度實施に必要な船舶所有者又は被保險者若しくは保險給付を受ける者に對する負擔規定、必要な罰則の改正等いたしました。

以上改正法律案の大要を御説明申し上げたのでありますが、何率御審議の上可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 資料の要求でもありましたら、どうぞ……

○飯田精太郎君 次の資料を要求します。

一、創設以來各年度保険料収入状況

二、各年度における被保険者數

三、各年度における保険金支出状況

(保險金種別の受給額と人員)

四、各年度初における積立金額

五、各年度における積立金運用状況

六、積立金運用手續に關する規程

七、各年度における船員保險事業費豫算

八、船員保險事務取扱をなす地方官署所在地

○小泉秀吉君 私はこの資料を要求します。

一、船員保險會の沿革

二、創立當時の役員の名(候補者

○海防管理運営に関する陳情(第六百十六号)

戦に就くことを正當の理由なく拒んだ場合には、支隊の制限を

おいて支給することとした

一、船員保險會の沿革
二、前在當時の役員(候補者)

はその本職)

三、現役員の名、就任月日(兼務者はその本職)

四、各年度における収支状況

五、本年度豫算

六、各年度事業概要、本年度事業豫定

七、保養所宿泊施設等の如き所有施設の種類、所在地施設の概要

八、目下豫定又は進行中の諸施設の概要

九、右に關する船員の利用状況(なるべく詳細に)

○委員長(板谷順助君) 只今要求された資料をできるだけ速やかに御提出願います。では本會議の散會後まで休憩することいたします。

午後三時六分休憩

午後三時五十八分開會

○委員長(板谷順助君) 引續いて會議を開きます。この際新たに運輸大臣に御就任になりました北村徳太郎君を御紹介申し上げます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今御紹介に預かりました北村であります。何分の御支援を願います。(拍手)

○小泉秀吉君 新任の運輸大臣にお目度たいと敬意を表すると同時に、ちょっとお伺いしたのであります。本委員會で私再三發言をしておるのであります。この船員保險法の取扱はかねての閣議事項で運輸省の所管になるというところに確定しておつたにも拘わらず、その筋の御都合成いは外のことかも知れないが、今尙實施の運びに至つていないというやうなことを政府委員の御説明で伺つております。大臣がお代りになることに對してこの邊に

對するお引繼ぎのことがあつたかどうか、若しそういうことがまだないのなら、そのことは私から見ると船員の休戚に關する重大問題であるし、更に政府のこの種のことを取扱う方面から申しましても、閣議決定事項のように行つて、行政の面から見ても最も合法又適切であると思つて、一日も早くその閣議決定事項を實行されることに御努力をお願いしたいと思います。希望と同時に、若しお伺い得ればそれに對する御所見を伺いたいと思つております。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今小泉委員のお話に相成りました船員保險法につきましては、私共御趣旨としては當然關係事項の一般性と申しますか、さういふ點から考えまして、運輸省で所管すべきものと考えております。それからお話のごとく一應閣議でもそのことを決定いたしましたのでございしますが、その後關係方面との折衝に多少難點がございまして、只今離航中なのでございしますが、一應閣議で決定をしたことでもございまして、その方向に何ういふ御努力を続けたいと、かように存じております。

○小泉秀吉君 甚だ喜ばしい御所見を伺いまして、厚くお禮を申し上げます。更にこれはお座なりやなんかのことではないに、相當大きな問題だと私は思つておりますから、ぜひ強烈に御意見の實行をしようなうに御奮動をお願いしたいと思つて、御希望申上げます。

○委員長(板谷順助君) 尙この際委員長からも一言申上げておきますが、この問題は只今小泉君のお話の通り、厚

生大臣と運輸大臣の間にお話合もあり、すでに閣議において決定している問題でありまして、私がこの前本會議において、船員保險法を説明するに先立つて、すでにこれは決定している問題である、ただ手續の問題であるといふことをはっきりその際報告をしているのであります。又只今運輸大臣は難點があるというお話がありましたけれども、難點ではないので、とにかく厚生省の方面からなにか關係方面に話をしたその結果、社會保險に關する問題は、とにかく今暫くこちらの方で意見を纏むるから待つて呉れたい、と、別に難點という程度ではないように私は了解しているのであります。只今大臣はこの問題については、當然運輸省の所管とすべきものであるという御意見であるので、この點につきましては、積極的にこの上とも御努力あらんことを希望いたします。

○小野節君 私は今回政府より提案された道路運送法案に關して、衆議院において修正された修正案に對して賛成の意を表したいと存じます。この修正案の内容を検討いたしますると、かねて本委員會におきまして、私から政令によつて規定すべきものとして、政府がかねて起案いたしておりました内容は、むしろ立法事項として法律の中に入れるべきものであるといふ點につきまして、政府の所信を伺つておりましたところ、政府もこれに對して善處するとの答辭がありましたので、今回衆議院から送付されました修

正案の内容を検討いたしますと、大體において私が政府に希望いたしましたやうな點についての内容を盛つておられますことに鑑みまして、さういふ意味におきまして、この案に對して全面的に賛成を表する次第でございします。尙この機會に私は政府に對して要望をいたしたいと存じます。先ず第一は、今後の我が國の交通施設の面から考えまして、自動車輸送力を増強するということが、經濟増進のために極めて喫緊の要務であると思つて、政府當局はかねてこの點に鑑みまして、自動車を中心とする道路運送事業の全面的な育成、向上のために、今回道路運送法案を起案されたことにつきましては誠に意を強くする次第であります。これに關聯いたしまして、先ず以て自動車運送事業に必要であるところの材料等につきまして一層これを確保するために、御努力を願います。同時に、自動車製造工業の上におきまして、自動車の鋼材、その他の材料を確保することに上つて、これが重要を期するために、運輸省自體といたしましては、その所管事項ではございせんが、我が國における自動車事業の整備をいたします上から申しまして、ぜひ共自動車工業の獨立のために、運輸省自體もぜひ御努力を願いたいと思つております。尙又この自動車運送事業を中心といたします道路運送事業が、將來發展いたしますためには、何と申しましてもこれが運送並びに行政の面におきまして、強力にして且つ簡潔な機構を整備することが必要であると思つて存じます。幸い今回道路運送法の施行に當りまして、監査行政に關する部門と現業部門とが截然と分離されま

して、これを整備される段取りとなりましたことは、誠に結構なことと存じますのであります。併しながらかく役所を増設いたしますことは、一面において非能率的な結果になる虞れが多分にありますので、今回増設されようとするところの道路運送管理事務所の設置に當りましては、最も能率的にして、而もサーヴィス本位の行政態たらしめるやうに一段と指撻並びに派當の面において御配慮をお願いしたいと思いますのであります。

尙又今回の法律案によりまして、道路運送委員會といふ極めて長官的の機關が設置されることとなつたのであります。この道路運送委員會の設置も又初めての問題でありますので、非當に御苦勞な點もあらうかと存じます。この成果如何が、今後における行政派當の上に大きな影響を與えるものがあるかと存じますので、その委員の人选、その他につきましても格別なる配慮を頂きます。所期の成果が擧げ得るやうに格段なる御努力をお願いしたいと思います。

眞するに從來我が國の交通行政が鐵道に重きを置かれたことは、その發達の過程から考えまして、止むを得なかつたことと存じます。鐵道、自動車、海運等のときは對等の立場において、同等の立場において發達すべきものであらうかと存じます。さういふ意味におきまして特に今日は新運輸大臣も御列席の機會を得ましたので、特に自動車を中心とした道路運送の發展のために、格段なる大臣の御努力を要請して止まない次第でございします。私はこの修正案に對して賛成の意を表しまする機會に、政府當

第十四部 運輸及び交通委員會會議録第二十五号 昭和二十二年十二月五日

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

局に對して以上の點を要請いたす次第でございます。

○委員(板谷順助君) 外に御意見ございませぬか。只今の小野君の希望意見に對して政府はなにか御意見があるならばお述べ願います。

○政府委員(田中源三郎君) 只今小野君からの要請に對しては運輸省といたしまして全面的に同意でございます。今後におきまして自動車の總動力増強に關する總體的の資料の確保、これが關聯いたしております工業力の確立及びその増強等を關係各省とも諮りまして、御要望に副つて行か決心であります。すでに自動車におきま

すところのチニード、タイヤにおきま

する原料に對しては、關係當局と交渉の上、一定の資料を確保いたして

おるようなわけでございます。重ねて御要望に對しましては副つて行く考でございます。

○委員(板谷順助君) 全會一致であります。これにて本案は可決されました。

これにて散會いたします。

午後四時十四分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

委員 橋本萬石君

小野 哲君

内村 清次君

小泉 秀吉君

中村 正男君

若木 勝敏君

○委員(板谷順助君) 外に御意見ございませぬか。只今の小野君の希望意見に對して政府はなにか御意見があるならばお述べ願います。

○委員(板谷順助君) 他に御意見はありませんか。

○委員(板谷順助君) それでは討論はこれにて終結いたしました。本案に對する修正案は衆議院と参議院との間に協定をいたしましてできた修正案であります。従つてこの修正案に對して政府は同意だといふことあります。これを一括して議題といたしますが、本案に贊成の諸君の挙手を願います。

○委員(板谷順助君) 全會一致であります。これにて本案は可決されました。

これにて散會いたします。

午後四時十四分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

委員 橋本萬石君

小野 哲君

内村 清次君

小泉 秀吉君

中村 正男君

若木 勝敏君

大隅 憲三君

水久保基作君

植野 清雄君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田野太郎君

尾崎 行雄君

新谷貞三郎君

北條 秀一君

村上 義一君

國務大臣 北村禮太郎君

運輸政務次官 田中源三郎君

厚生政務次官 金光 義邦君

十二月四日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案(案第百二十號)

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ、又書ヲ提示セシメ又ハ出頭セシムルコトヲ得

第十條中「船舶借入人」の下に「船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者」を加ふる。

第二十二條第三項中「保險給付」を「失業保險金以外ノ保險給付」に改め

る。

第二十七條ノ三中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に、同條第二項中「前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間)平均報酬月額」を「報酬月額」に、同條第五項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に改める。

第三十三條ノ次に次のように加ふる。

第二節ノ二 失業保險金

第三十三條ノ二 被保險者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リ労働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザルトキハ失業保險金ヲ支給ス

第三十三條ノ三 被保險者タリシ者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日以前一年間ニ於テ通算シテ六月以上被保險者タリシコトヲ要ス

前項ニ規定スル被保險者タリシ期間ニハ左ニ掲グル契約ニ基キ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一號又ハ第二號ノ契約ニ基キ使用セラ

ル者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ同一船舶所有者ニ使用セララルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約

二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約

第一項ノ規定ニ依リ失業保險金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル一年ノ期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基キ失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ四 前項ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ政令ノ定ムル所ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

第三十三條ノ五 失業保險金ハ被保險者タリシ者ノ被保險者タリシ期間ノ最終ノ月及其ノ前月ニ於ケル報酬日額ノ平均シタル額ニ基キ之ヲ算定ス但シ其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基キ算定シ他ノ之ニ準ズル報酬ノ増額ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル報酬日額ニ基キ之ヲ算定ス

失業保險金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬日額ノ平均額ニ其ノ額ニ應ジ別表第五ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル金額トス

被保險者タリシ者ハ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自己ノ労働ニ

地方の自治體との間に密接不可分の、
一はとなつた部をいたしまして、本

水久保連作
植野 潤雄君

シテ其ノ者ノ異動、報關其ノ他必

ニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ケタル失業ノ期間内自己ノ労働ニ

依り収入ヲ得ルニ至リタル場合ニ
於テ其ノ収入ノ額ガ失業保険金算
定ノ基礎トナリタル報關日額ノ百
分ノ八十二相當スル金額ニ達セザ
ルトキハ失業保険金ノ支給ヲ受ケ
ルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル失業
保険金算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之
ヲ定ム

被保險者タリシ者第三十條ノ規定
ニ依リ傷病手當金ノ支給ヲ受ケル
場合ニ於テハ失業保険金ハ其ノ者
ニ支給スベキ失業保険金ノ額ヨリ
其ノ支給ヲ受ケベキ傷病手當金ノ
額ヲ控除シタル額トス

第三十三條ノ六、失業保険金ノ支給
ヲ受ケル期間ハ被保險者ガ第三十
三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スル
ニ至リタル後最初ニ船員トシテ船
舶所有者ニ使用セラレザルニ至リ
タル日ノ翌日より起算シ一年ヲ限
定トス

前項ノ規定スル期間内ニ同項ニ規
定スル者再ビ船員トシテ船舶所有
者ニ使用セラレズ第三十三條ノ
三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リ
タル後船員トシテ船舶所有者ニ使
用セラレザルニ至リタルトキハ前
項ノ期間ハ其ノ使用セラレザル日
ニ至リタル日ノ翌日より起算シ一
年ヲ限
定トス

第三十三條ノ七、失業保険金ハ被保
險者タリシ者ガ第三十三條ノ四ノ
規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公
共職業安定所ニ求職ノ申込ヲ爲シ
タル日ヨリ起算シ失業ノ日數ヲ通
算シ七日ニ滿タザル間ハ之ヲ支給
セズ但シ失業保険金ノ支給ヲ受ケ
タル者ガ再ビ船員トシテ船舶所有
者ニ使用セラレ前條第一項ノ規定
スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶

所有者ニ使用セラレザルニ至リタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第三十三條ノ八、失業保険金ハ第三
十三條ノ六第一項ノ規定スル期間
内ニ於テ通算シテ百八十日分ヲ超
エテ之ヲ支給セズ
失業保険金ノ支給ヲ受ケベキ者ガ
第三十三條ノ六第二項ノ規定ニ該
當スルニ至リタルトキハ前ノ資格
ニ基テ失業保険金ハ之ヲ支給セズ
第三十三條ノ九、失業保険金ハ船員
職業紹介所、公共職業安定所又ハ
都道府縣廳ニ於テ一週間に一回其
ノ日以前ノ七日分(失業ノ認定ヲ
受ケザリシ日分ヲ除ク)ヲ支給ス
但シ厚生大臣ハ必要アリト認ムル
トキハ船員保險委員會ノ意見ヲ聽
キ失業保険金ノ支給ニ付別段ノ定
メヲ爲スコトヲ得

船員職業紹介所、公共職業安定所
又ハ都道府縣廳ハ各被保險者タリ
シ者ニ對シ失業保険金ヲ支給スベ
キ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知ス
ベシ
第四十一條第一項、第三項、第四
十一條ノ二、第四十二條第二項、第
四十二條ノ二及び第四十二條ノ三第
一項中「最終平均報關月額」を「最終
報關月額」に改める。
第四十六條第二項中「被保險者タ
ル者」の下に「又ハ失業保険金ノ支給
ヲ受ケル者」ヲ加ふる。
第五十條ノ二第一項及び第五十條
ノ三中「最終平均報關日額」を「最終
報關日額」に改める。
第五十二條ノ二、被保險者タリシ者
船員職業紹介所又ハ公共職業安定
所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ
其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受ケ

ルコトヲ拒ミタルトキハ其ノ拒ミ
タル日ヨリ起算シ一月間ハ失業保
險金ヲ支給セズ但シ左ノ各號ノ一
ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 紹介セラルタル職業又ハ補導
ヲ受ケベキコトヲ指示セラレタ
ル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不
適當ト認メラルトキ
二 就職スル爲現在ノ住所又ハ居
所ヲ變更スルコトヲ要スル場合
ニ於テ其ノ變更ガ困難ト認メラ
ルトキ
三 就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及
技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水
準ニ比シ不當ニ低額ナルトキ
四 職業安定法第二十條ノ規定ニ
違反シ労働争議ノ發生中ノ職業
所ニ紹介シタルトキ
五 其ノ他正當ノ理由アルトキ
船員職業紹介所又ハ公共職業安定
所ハ被保險者タリシ者ニ付前項各
號ノ一ニ該當スルヤ否ヤヲ認定セ
ントスルトキハ厚生大臣ガ船員保
險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基
準ニ依ルベシ
第五十二條ノ三、被保險者自己ノ資
ニ歸スベキ重大ナル事由ニ因リ又
ハ己ムヲ阻ザル事由ナキニ拘ラズ
自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶
所有者ニ使用セラレザルニ至リタ
ルトキハ第三十三條ノ七ニ規定ス
ル期間満了後一月以上二月以内ノ
期間ニ於テ船員職業紹介所又ハ公共
職業安定所ノ定ムル期間ハ失業保
險金ヲ支給セズ
船員職業紹介所又ハ公共職業安定
所ハ被保險者タリシ者ガ前項ニ規
定スル事由ニ因リ船員トシテ船舶
所有者ニ使用セラレザルニ至リタ
ルトキハ再ビ認定セントスルトキハ

厚生大臣ガ船員保險委員會ノ意見
ヲ聽キ定メタル基準ニ依ルベシ
第三章第八節中第五十七條ノ二の
次に次の一條を加ふる。
第五十七條ノ三、被保險者タリシ者
ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安
定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其
ノ住所又ハ居所ヲ變更スル場合ニ
於テハ政府ハ被保險者タリシ者及
其ノ者ニ依リ生計ヲ維持セララル
家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給ス
ルコトヲ得
前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル
事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ
意見ヲ聽キ之ヲ定ム
第五十八條第一項に次の但書を加
ふる。
但シ失業保険金ノ支給ニ付テハ之
ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負擔
ス
第五十九條第二項を削り、同條に
次の三項を加ふる。
前項ノ保險料額ハ第二十二條第一
項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シ
タル被保險者タリシ期間ノ各月ニ
付被保險者ノ報關月額ニ保險料率
ヲ乘ジテ得タル額トス
第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ
其ノ被保險者ト爲リタル月ノ保險
料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定
ス
第一項ノ規定ニ依リ徵收スル保險
料ノ保險料率ハ左ノ如シ
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險
者ニシテ第三十二號ニ該當セザルモ
ノニ付テハ其ノ報關月額百圓ニ
付十九圓二十錢ノ割合
二 第三十三條ノ三第二項ノ規定
スル期間ノ被保險者ニ付テハ其

ノ報關月額百圓ニ付十七圓ノ割
合
三 第二十條ノ規定ニ依ル被保險
者ニ付テハ其ノ報關月額百圓ニ
付十二圓二十錢ノ割合
第六十條、被保險者及被保險者ヲ使
用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從
ヒ保險料額ヲ負擔ス
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險
者ニシテ第三十二號ニ該當セザルモ
ノニ付テハ被保險者ニ於テ保險
料額ノ十九・二分ノ七・九、船
舶所有者ニ於テ保險料額ノ十
九・二分ノ十一・三
二 第三十三條ノ三第二項ニ規定
スル期間ノ被保險者ニ付テハ被
保險者ニ於テ保險料額ノ十七分
ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保
險料額ノ十七分ノ十・二
第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ
前項ノ規定ニ拘ラズ保險料額ノ全
額ヲ負擔ス
第六十二條に次の一項を加ふる。
船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ保
險料ヲ控除シタルトキハ之ニ關ス
ル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被
保險者ニ通知スベシ
第六十九條中指定シタル者」の下
に「故ナク」を加へ、同條に左ノ二
號を加ふる。
三 第六十一條本文ノ規定ニ違反
シ其ノ納付スベキ保險料ヲ納付
セザルトキ
四 第九條第二項ノ規定ニ依ル證
明ヲ拒ミタルトキ
第六十九條ノ二中「關係者」の下に
「故ナク」を加ふる。
附則
第一條 この法律は、昭和二十二年

【参議院】

第十四部 運輸及び交通委員會會議録第二十五号 昭和二十二年十二月五日

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

【参議院】

十一月一日から、これを運用する。

第二條 改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保険者であつた期間には、昭和二十二年十一月一日前における被保険者であつた期間はこれを算入しない。

第三條 政府は、被保険者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年四月三十日までは、失業手當金を、同年五月一日以後は、失業保険金を支給する。

一 船員として船舶所有者に使用されなくなつた日まで六箇月以上、船舶所有者に使用されたこと。

二 前條に該当する者が昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において、船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、第三十三條ノ三第一項の規定に該当しないこと。

前項の規定によつて失業手當金（同項に規定する失業保険金を含む。）第十一條の場合を除いて以下同じ。）の支給を受けることができる者が、第五條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、同項に該当しないときでも、前の發給に基き失業手當金を支給する。

被保険者が第一項の規定により失業手當金の支給を受けたときは、その支給について計算の基礎とされた期間は、改正後の第三十三條ノ三第一項に規定する被保険者であつた期間に、これを算入しない。

第四條 前條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が、失業手當金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならない。

一 前條の規定に該当することを證明する文書その他必要な書類を船員職業紹介所又は公共職業安定所に提出すること。

二 船員として船舶所有者に使用されなくなつた後、政令の定めるところにより、船員職業紹介所又は公共職業安定所に出頭して求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

第五條 失業手當金の支給を受ける期間は、受給資格者が最初に船員として船舶所有者に使用されなくなつた日の翌日から起算して、一年間とする。

第六條 失業手當金は、受給資格者が第四條の規定により船員職業紹介所又は公共職業安定所に求職の申込をした日から起算し失業の日数が通算して三十日に満たない間は、これを支給しない。但し、失業手當金の支給を受けた者が前條に規定する期間内に再び船員として船舶所有者に使用された後使用されなくなつたときは、この限りでない。

第七條 失業手當金は、第五條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えてこれを支給しない。

第八條 受給資格者が改正後の第三十三條ノ三第一項の規定に該当するに至つたときは、失業手當金を支給しない。

第九條 受給資格者が、船員職業紹介所又は公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手當金を支給しない。但し、左の各號の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき。

二 就職するために、現在の住所又は居所を變更することを要する場合において、その變更が困難であると認められるとき。

三 就職先の報酬が、同種の業務及技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不當に低いとき。

四 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の發生している事務所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他正當の理由のあるとき。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、受給資格者について、前項各號の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十條 第三條第一項に該当する者が自己の責に歸すべき重大な事由に因り又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合により船員として船舶所有者に使用されなくなつたときは、失業手當金を支給しない。

船員職業紹介所又は公共職業安定所は、第三條第一項に該当する者が前項に規定する事由に因り船員として船舶所有者に使用されなくなつたかどうかを認定しようとするときは、厚生大臣が船員保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十一條 失業手當金の支給に要する出費は、國庫において全額これを負擔し、第三條第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は國庫においてこれを負擔し、その三分の二は、船員保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

第十二條 失業手當金の支給を受け得る権利は、一年を経過したときは、特効に因つて消滅する。

第十三條 失業手當金については、船員保険法第七條、第九條、第九條ノ二、第十條、第二十六條、第二十七條、第三十三條ノ五、第三十三條ノ九、第五十五條、第六十三條、第六十三條ノ二及び第六十三條の規定を準用する。但し第三十三條ノ五中、百分ノ八十とあるのは、失業手當金の場合においては、百分ノ七十五と読み替へるものとする。

第十四條 船舶所有者、船員保険法第九條ノ二に規定する關係者又は受給資格者が故なく左の各號の一に該当するときは、これを一箇圓以下の罰金に處する。

一 第十三條において準用する船員保険法第九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、文書を提示せず、若しくは

は虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しなかつたとき。

二 第十三條において準用する船員保険法第九條ノ二の規定による當該官吏の質問に對し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十三條において準用する船員保険法第九條第二項の規定による證明を拒んだとき。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金を科する。

別表第五

等級	報酬日額ノ平均額	比率
一	二十圓未満	八〇% 七五%
二	二十圓以上二十五圓未満	七七% 七二%
三	二十五圓以上三十圓未満	七五% 七〇%
四	三十圓以上三十五圓未満	七三% 六八%
五	三十五圓以上四十圓未満	七〇% 六五%
六	四十圓以上四十五圓未満	六七% 六二%
七	四十五圓以上五十圓未満	六五% 六〇%
八	五十圓以上五十五圓未満	六三% 五八%
九	五十五圓以上百圓未満	六〇% 五五%
一〇	百圓以上百四十圓未満	五七% 五二%
一一	百四十圓以上百二十圓	五五% 五〇%

者であつた期間に、これを算入しない。

るに至つたときは、失業手当金を支給しない。

有者に使用されなくなつたときは、失業手当金を支給しない。

告をせず、若しくは虚偽の記載をし、文書を提示せず、若しく

二
本表ニ依り算出シタル各級ノ支給日額トス

一三	百二十圓以上百三十五圓未満	五三	四八
一二	百三十圓以上百四十圓未満	五〇	四五
一一	百四十圓以上百五十圓未満	四七	四二
一〇	百五十圓以上百六十圓未満	四五	四〇
〇九	百六十圓以上百七十圓未満	四三	三八
〇八	百七十圓以上	四〇	三五

備考

一 本表ニ依り算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ユルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二 失業保険金ニ付テハ失業保険法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保険金額表ガ改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十四級及第十五級中「百五十圓」ヲ「百五十五圓」ニ、第十五級及第十六級中「百六十圓」ヲ「百七十圓」ニ、第十六級及第十七級中「百七十圓」ヲ「百九十圓」ニ變更シ適用スルモノトス

理由

船員ノ失業保険制度を確立するた
め、船員保険法の一部を改正する必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

昭和二十二年九月二十日開行

昭和二十三年六月二十二日開行

運輸委員會

印刷部印刷

(第十四部)

(六六二)